

大阪消化管撮影技術研究会会則

昭和61年4月1日 制定
平成2年4月1日 第2章～第6章 一部改定
平成3年4月1日 第3章第4条の1 一部改定
平成5年4月1日 第6章 一部改定
平成10年4月1日 第2章～第6章 一部改定
平成27年4月1日 第2章・第6章 一部改定

第1章 総則

第1条 名称

本会は「大阪消化管撮影技術研究会」と称する。

第2条 目的

本会は医療技術の進歩に対応するべく、会員相互の情報交換、学習を通じ、消化管撮影技術の向上を目的とする。

第2章 会員

第3条 会員

1. 本会会員は会員及び名誉会員、賛助会員とする。
2. 会員は本会に出席し、年度登録費を納めたものを一般会員。年会費を前納し、1年間登録されるものを年会員とする。
3. 名誉会員はこの研究会に対し功労のあったもので、選考規程附則に定める。
4. 賛助会員は本会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得たものとする。

第3章 役員

第4条 役員

1. 本会に次の役員を置き、その任期を1年とする。
会長 1名
副会長 若干名
書記 1名
財務 1名
幹事 若干名
監査 若干名

2. 次期役員は役員会で選出し、4月度の研究会で会員の承認を得る。
3. 本会に顧問、相談役を置くことができる。

第4章 活動

第5条 研究会

1. 定期研究会
原則として毎月第1土曜日の開催とし、症例検討および消化管撮影に関する講習等を行うものとする。
2. 臨時研究会
必要に応じ臨時の研究会を開催できる。

第6条 役員会

1. 定期役員会
定期役員会は2ヶ月に1回開催する。
2. 臨時役員会
役員2名以上の要請があれば、会長が役員を召集し開催する。
3. 役員会は2/3以上の役員の出席をもって成立する。
4. 担当役員会
五役並びに担当役員の要請により、必要に応じて会長が担当役員を召集し開催する。
5. 役員会は顧問・相談役を除いた役員で構成する。ただし、顧問・相談役は役員会に出席し、意見を述べることができる。

第7条 委員会

1. 本会の目的を遂行するために各種委員会を設置することができる。各種委員会の構成は内規の定めるところとする。
2. 編集委員会、画像評価委員会等の各種委員は役員が兼務することができる。

第8条 研究会資料

1. 原則として定期研究会に出席した者のみに配布される。ただし、第2章第3条の2項に規定された年会員については、定期研究会に出席できなかった場合に限り、郵送等の方法で配布する。
2. 年会員以外の会員の研究会資料、会誌の請求については内規の定めるところとする。

第9条 報告

年1回、4月の定期研究会で活動報告、会計監査報告を行う。

第5章 会計

第10条 経費

経費は会費、その他の収入をもってこれに当てる。

第11条 会計年度

会計年度は4月より翌年3月までとする。

第6章 附則

第12条 会費

1. 会費は本会の存続に必要な額を、社会情勢に鑑み役員会で決定する。
2. 会費は年度登録費と会場整理費に分ける。
3. 年度登録費は年1回、会場整理費は定期研究会のつど徴収する。
4. 年会費は原則として4月に1年分の会費を前納する。ただし、年度途中で年会員になろうとするものは、その出席月より年度末までの会費を前納する。

第13条 連絡

本会の連絡事務所は原則として会長の施設とする。ただしやむを得ない場合は他の施設に置くことができる。

第14条 表彰規定

会員の表彰は内規の定めるところとする。

第15条 慶弔規定

会員の慶弔規定は内規の定めるところとする。

第16条 会則の変更

本会会則の変更は、役員2/3以上の決議を必要とする。

第17条 施行

本会会則は昭和61年4月12日より施行する。

第18条 名誉会員選考規程

1. 本会は本会ならびに消化管学に特別の功労があった会員を名誉会員とすることができる。
2. 名誉会員は5名以上の幹事が推薦し、幹事会の1/2以上の決議をもって決定する。
3. 名誉会員は正会員と同等の権利を有する。なお、年度登録費・会場整理費は免除される。

付記

1. 本規定は2015年4月1日に改定し、即日施行する。